



(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百二十八条第六項(新居宅サービス等基準第百四十条の十五及び第百四十条の三十二において準用する場合を含む)、第百四十条の七第八項、第百四十六條第六項、第百五十五條の六第八項、新地域密着型サービス基準第七十三條第七号及び第百七十七條第七号、新介護予防サービス等基準第百三十六條第三項(新介護予防サービス等基準第百五十九條、第百六十六條及び第百八十五條において準用する場合を含む)、第百九十一條第三項(新介護予防サービス等基準第百二十條において準用する場合を含む)、新地域密着型介護予防サービス基準第五十三條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百三十九條の二(新居宅サービス等基準第百四十條の十三、第百四十條の十五、第百四十條の三十二、第百五十五條(新居宅サービス等基準第百五十五條の十二において準用する場合を含む)及び第百九十二條において準用する場合を含む)、新地域密着型サービス基準第八十六條の二(新地域密着型サービス基準第百八十八條、第百八十九條、第百九十五條、第百九十七條、第百九十九條、第百六十九條、第百八十二條において準用する場合を含む)、新介護予防サービス等基準第百四十條の二(新介護予防サービス等基準第百五十九條、第百六十六條、第百八十五條、第百九十五條(新介護予防サービス等基準第百二十條において準用する場合を含む)及び第百二十四條において準用する場合を含む)、新地域密着型介護予防サービス基準第六十二條の二(新地域密着型介護予防サービス基準第八十五條において準用する場合を含む)、新指定介護老人福祉施設基準第三十五條の三(新指定介護老人福祉施設基準第四十九條において準用する場合を含む)、新介護老人保健施設基準第三十六條の三(新介護老人保健施設基準第五十條において準用する場合を含む)、第十二條の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「新特別養護老人ホーム基準」という)第三十一條の三(新特別養護老人ホーム基準第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む)並びに新介護医療院基準第四十條の三(新介護医療院基準第五十四條において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第五条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百八十五條の二及び新介護予防サービス等基準第百二十八條の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新地域密着型サービス基準第百五十二條第一項(新地域密着型サービス基準第百六十九條において準用する場合を含む)、第九條の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第二十五條第一項、新指定介護老人福祉施設基準第二十八條第二項(新指定介護老人福祉施設基準第四十九條において準用する場合を含む)、新介護老人保健施設基準第三十條第一項(新介護老人保健施設基準第五十條において準用する場合を含む)、新特別養護老人ホーム基準第二十七條第一項(新特別養護老人ホーム基準第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む)及び新介護医療院基準第三十四條第一項(新介護医療院基準第五十四條において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

第七条 第十六條の規定の施行の際現に介護保険法(以下「法」という)第九十四條第一項又は第百七條第一項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者(訪問リハビリテーションに係る法第四十一條第一項本文の指定を受けているものを除く)については、第十六條の規定の施行の日に、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる訪問リハビリテーションに係る法第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第十六條の規定の施行の日以前までに、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申出を行ったときは、この限りではない。

一 当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二 当該申出に係る居宅サービスの種類

三 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第四十一條第一項本文の指定を不要とする旨

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一條第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護医療院について、法第九十四條の二第二項若しくは第百八條第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は法第百四條第一項、第百十四條の六第一項、第百十五條の三十五第六項若しくは第百十五條の四十四の二第八項の規定により許可の取消しがあつたときは、その効力を失う。

3 第十六條の規定の施行の際現に法第九十四條第一項又は第百七條第一項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者(訪問リハビリテーションに係る法第四十一條第一項本文の指定を受けているものに限る)については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項の規定中「第十六條の規定の施行の日以降の訪問リハビリテーションに係る法第七十條の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日」に現に」と、第十六條の規定の施行の日」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第七十條の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日」と、「第十六條の規定の施行の日」に現に」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第七十條の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み替へるものとする。

4 第十六條の規定の施行の際現に法第九十四條第一項又は第百七條第一項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者については、介護予防訪問リハビリテーションに係る法第百十五條の十一の規定により準用される法第七十二條第一項の規定による法第五十三條第一項本文の指定について、前三項の規定を準用する。この場合において、「居宅サービス」とあるのは「介護予防サービス」と、「法第七十七條第一項」とあるのは「法第百十五條の九第一項」と読み替へるものとする。